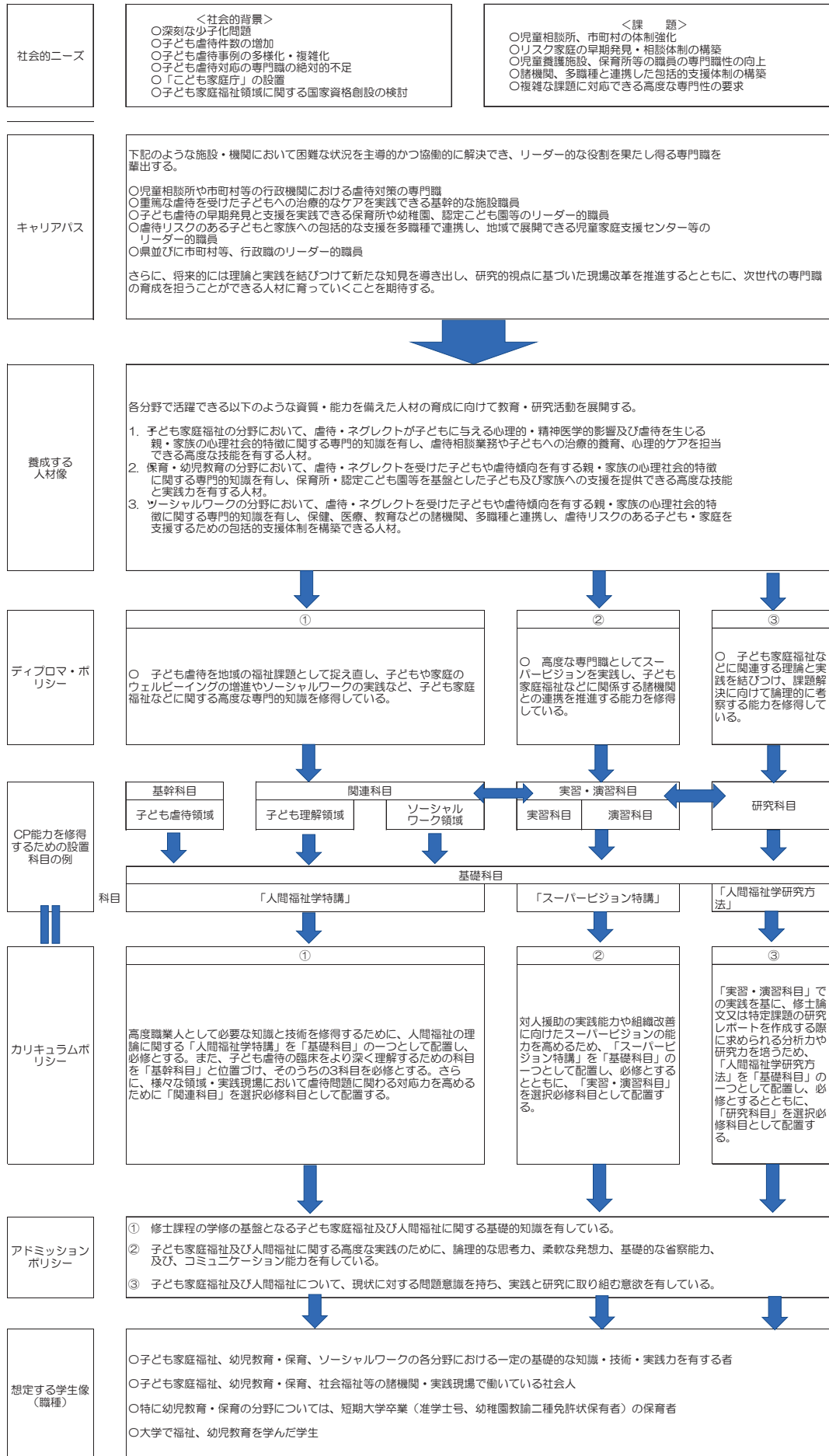


資料1 <ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー・授業科目とアドミッション・ポリシーの関係>



## 【資料2】

### 【資料2】山梨県立大学大学院人間福祉学研究科 人間福祉学専攻 時間割・担当者・教室配置

#### 【1年前期】

時限	時間	月	火	水	木	金	土	日	
1	9:00~10:30						子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設） （担当:山田、林） （教室:C201,実習施設）		
2	10:40~12:10								
3	13:10~14:40								
4	14:50~16:20								
5	16:30~18:00								
6	18:10~19:40	子ども家庭福祉実践演習Ⅰ（施設） （担当:西澤、相澤、奥山） （教室:C201）	人間福祉学特講 （担当:山田、橋爪、石垣、池田、里見） （教室:C102）	人間福祉学研究方法 （担当:高木、太田、橋爪） （教室:C102,A503）	子ども虐待臨床特講 （担当:西澤） （教室:C103）	アタッチメント理論の臨床応用 （担当:奥山） （教室:C103）	スーパービジョン特講 （担当:山田、相澤） （教室:C201）	虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴 （担当:西澤） （教室:C201）	
7	19:50~21:20								

※6・7限の授業は続けて行い、前期前半、前期後半で科目が分かれる。

※「子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）」は1日7時間、週1日（原則、土曜）の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。

【1年後期】

時限	時間	月	火	水	木	金	土	
1	9:00~10:30		子ども家庭福祉実習Ⅱ (市町村、在宅) (担当:山田、林) (教室:C201,実習施設)				人間福祉実践演習Ⅰ (担当:柳田、中島、伊藤、 青柳、大塚、高木、池田、 高野、鳥居、古屋、奥谷、 里見、太田) (教室: C102,C103,C201,研究 室)	
2	10:40~12:10							
3	13:10~14:40						臨床発達心理学特講(担当: 太田)(教室:C102)	
							地域福祉論特講(担当:高 木)(教室:C103)	
4	14:50~16:20						人間福祉学特別研究Ⅰ (担当:西澤、相澤、奥山、 柳田、中島、高野、山田、 池田、大塚、青柳、里見、 鳥居、古屋、高木、石垣、 太田、橋爪) (教 室:C102,C103,C201,研 究室)	
5	16:30~18:00					子どものウェルビーイング 特講 (担当:高野、鳥居) (教室:C102)		
6	18:10~19:40	子ども家庭福祉実践演習Ⅱ (市町村、在宅) (担当:西澤、相澤、奥山) (教室:C201)			ソーシャル ワークの価値 と理論 (担当:柳 田) (教室: C102)	地域福祉マネ ジメント実践 方法論特講 (担当:中 島、大塚、青 柳) (教室: C102)	ソーシャルペ ダゴジー (担当:西 澤) (教室: C201)	発達障害支援 特講 (担当:里 見) (教室: C201)
7	19:50~21:20							

※6・7限の授業は続けて行い、後期前半、後期後半で科目が分かれる。

※科目は、1年次に履修しなかった学生は2年次に受講が可能である。

※授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※「子ども家庭福祉実習Ⅱ(市町村、在宅)」は1日7時間、週1日の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。

【2年前期】

時限	時間	月	火	水	木	金	土		
1	9:00~10:30	子ども家庭福祉実習Ⅲ (児童相談所) (担当:山田、林) (教室:C201,実習施設)					人間福祉実践演習Ⅱ (担当:柳田、中島、伊藤、 青柳、大塚、高木、池田、 高野、鳥居、古屋、奥谷、 里見、太田) (教室:C102,C103, 研究室)		
2	10:40~12:10								
3	13:10~14:40						ファミリーソーシャルワーク 特講(担当:山田) (教室:C102)		
4	14:50~16:20						子どもの表現特講 (担当:高野、古屋、奥谷) (教室:C103)		
5	16:30~18:00						人間福祉学特別研究Ⅱ (担当:西澤、相澤、奥山、 柳田、中島、高野、山田、 池田、大塚、青柳、里見、 鳥居、古屋、高木、石垣、 太田、橋爪) (教 室:C102,C103,C201, 研究室)		
6	18:10~19:40		子ども家庭福祉実践演習Ⅲ (児童相談所) (担当:西澤、相澤、奥山) (教室:C201)		ソーシャル ワークの実践 と分析 (担当:伊 藤) (教室: C103)	多文化共生教 育・保育特講 (担当:池 田) (教室: C103)	子ども虐待と アドボカシー (担当:相 澤) (教室: C102)	小児精神医学 特講 (担当:奥 山) (教室: C102)	
7	19:50~21:20								

※6・7限の授業は続けて行い、後期前半、後期後半で科目が分かれる。

※1年次未履修科目は2年次に受講可能とする。

※授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※「子ども家庭福祉実習Ⅲ(児童相談所)」は1日7時間、週1日の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。

【2年後期】

時限	時間	月	火	水	木	金	土
1	9:00~10:30						
2	10:40~12:10						
3	13:10~14:40						人間福祉学課題研究 (担当:西澤、相澤、奥山、 柳田、中島、高野、山田、 池田、大塚、青柳、里見、 鳥居、古屋、高木、石垣、 太田、橋爪) (教室:C101,C102, C103,C201,各研究室)
4	14:50~16:20						人間福祉学特別研究Ⅲ (担当:西澤、相澤、奥山、 柳田、中島、高野、山田、 池田、大塚、青柳、里見、 鳥居、古屋、高木、石垣、 太田、橋爪) (教室:C101,C102, C103,C201,各研究室)
5	16:30~18:00						
6	18:10~19:40						
7	19:50~21:20						

※1年次未履修科目は2年次に受講可能とする。

※授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

【資料2-1】履修モデル① 虐待対応のスペシャリスト 時間割・担当者・教室の配置

- ・このモデルは、子ども家庭福祉分野において、虐待・ネグレクトが子どもに与える心理的・精神医学的影響及び虐待を生じる親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、虐待相談業務や子どもへの治療的養育、心理的ケアを担当できる高度な技能を有する人材の育成を想定している。
- ・選択科目については、学生の関心、専門性、志向にあわせて履修することが想定される。
- ・1年次未履修の科目は2年次に履修可能とし、社会人等による履修の場合は、選択科目等を2年次に分散させて履修することも想定される。

【1年前期】		■：履修する科目								
時限	時間	月	火	水	木	金	土	日		
1	9:00~10:30						子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設） （担当:山田、林） （教室:C201,実習施設）			
2	10:40~12:10									
3	13:10~14:40									
4	14:50~16:20									
5	16:30~18:00									
6	18:10~19:40	子ども家庭福祉実践演習Ⅰ（施設） （担当:西澤、相澤、奥山） （教室:C201）	人間福祉学特講 （担当:山田、橋爪、石垣、池田、里見） （教室:C102）	人間福祉学研究方法 （担当:高木、太田、橋爪） （教室:C102）	子ども虐待臨床特講 （担当:西澤） （教室:C103）	アタッチメント理論の臨床応用 （担当:奥山） （教室:C103）	スーパービジョン特講 （担当:山田、相澤） （教室:C201）	虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴 （担当:西澤） （教室:C201）		
7	19:50~21:20									

※6・7限の授業は続けて行い、前期前半、前期後半で科目が分かれる。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

※「子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）」は1日7時間、週1日（原則、土曜）の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。

【1年後期】

■：履修する科目

時限	時間	月	火	水	木	金	土		
1	9:00~10:30	子ども家庭福祉実習Ⅱ (市町村、在宅) (担当:山田、林) (教室:C201,実習施設)					人間福祉実践演習Ⅰ (担当:柳田、中島、伊藤、青柳、大塚、高木、池田、高野、鳥居、古屋、奥谷、里見、太田) (教室:102,C103,C201,研究室)		
2	10:40~12:10						臨床発達心理学特講(担当:太田)(教室:C102)		
3	13:10~14:40						地域福祉論特講(担当:高木)(教室:C103)		
4	14:50~16:20						人間福祉学特別研究Ⅰ (担当:西澤、相澤、奥山、柳田、中島、高野、山田、池田、大塚、青柳、里見、太田)		
5	16:30~18:00						子どものウェルビーイング特講 (担当:高野、鳥居) (教室:C102)		
6	18:10~19:40		子ども家庭福祉実践演習Ⅱ (市町村、在宅) (担当:西澤、相澤、奥山) (教室:C201)			ソーシャルワークの価値と理論 (担当:柳田) (教室:C103)	地域福祉マネジメント実践方法論特講 (担当:中島、大塚、青柳) (教室:C103)	ソーシャルペダゴジー (担当:西澤) (教室:C201)	発達障害支援特講 (担当:里見) (教室:C201)
7	19:50~21:20								

※6・7限の授業は続けて行い、後期前半、後期後半で科目が分かれる。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

※授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※「子ども家庭福祉実習Ⅱ(市町村、在宅)」は1日7時間、週1日の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。

【2年前期】

■：履修する科目

時限	時間	月	火	水	木	金	土	
1	9:00~10:30	子ども家庭福祉実習Ⅲ (児童相談所) (担当:山田、林) (教室:C201,実習施設)					人間福祉実践演習Ⅱ (担当:柳田、中島、伊藤、青柳、大塚、高木、池田、高野、鳥居、古屋、奥谷、里見、太田) (教室:C102,C103,研究室)	
2	10:40~12:10							
3	13:10~14:40						ファミリーソーシャルワーク特講(担当:山田) (教室:C102)	
							子どもの表現特講 (担当:高野、古屋、奥谷) (教室:C103)	
4	14:50~16:20							人間福祉学特別研究Ⅱ (担当:西澤、相澤、奥山、柳田、中島、高野、山田、池田、大塚、青柳、里見、鳥居、太田、高木、伊藤)
5	16:30~18:00						福祉行財政学特講 (担当:石垣) (教室:C103)	
6	18:10~19:40		子ども家庭福祉実践演習Ⅲ (児童相談所) (担当:西澤、相澤、奥山) (教室:C201)		ソーシャルワークの実践と分析 (担当:伊藤) (教室:C102)	多文化共生教育・保育特講 (担当:池田) (教室:C103)	子ども虐待とアドボカシー (担当:相澤) (教室:C102)	小児精神医学特講 (担当:奥山) (教室:C102)
7	19:50~21:20							

※6・7限の授業は続けて行い、後期前半、後期後半で科目が分かれる。

※授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※「子ども家庭福祉実習Ⅲ(児童相談所)」は1日7時間、週1日の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。



【2年後期】

■：履修する科目

時限	時間	月	火	水	木	金	土
1	9:00~10:30						
2	10:40~12:10						
3	13:10~14:40						人間福祉学課題研究 (担当:西澤、相澤、奥山、 柳田、中島、高野、山田、 池田、大塚、青柳、里見、 鳥居、古屋、高木、石垣、 太田、橋爪) (教 室:C101,C102,C103,C2 01,各研究室)
4	14:50~16:20						人間福祉学特別研究Ⅲ (担当:西澤、相澤、奥山、 柳田、中島、高野、山田、 池田、大塚、青柳、里見、 鳥居、古屋、高木、石垣、 太田、橋爪)
5	16:30~18:00						
6	18:10~19:40						
7	19:50~21:20						

※授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

【資料2-2】履修モデル② 保育現場での虐待早期発見、子どもケアのスペシャリスト 時間割・担当者・教室の配置

- ・このモデルは、子どもの保育・幼児教育の分野において、虐待・ネグレクトを受けた子どもや虐待傾向を有する親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、保育所・認定こども園等を基盤とした子ども及び家族への支援を提供できる高度な技能と実践力を有する人材の育成を想定している。
- ・選択科目については、学生の関心、専門性、志向にあわせて履修することが想定される。
- ・1年次未履修の科目は2年次に履修可能とし、社会人等による履修の場合は、選択科目等を2年次に分散させて履修することも想定される。

【1年前期】		■：履修する科目							
時限	時間	月	火	水	木	金	土	日	
1	9:00~10:30						子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設） （担当:山田、林） （教室:C201,実習施設）		
2	10:40~12:10								
3	13:10~14:40								
4	14:50~16:20								
5	16:30~18:00								
6	18:10~19:40	子ども家庭福祉実践演習Ⅰ（施設） （担当:西澤、相澤、奥山） （教室:C201）	人間福祉学特講 （担当:山田、橋爪、石垣、池田、里見） （教室:C102）	人間福祉学研究方法 （担当:高木、太田、橋爪） （教室:C102）	子ども虐待臨床特講 （担当:西澤） （教室:C103）	アタッチメント理論の臨床応用 （担当:奥山） （教室:C103）	スーパービジョン特講 （担当:山田、相澤） （教室:C201）	虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴 （担当:西澤） （教室:C201）	
7	19:50~21:20								

※6・7限の授業は続けて行い、前期前半、前期後半で科目が分かれる。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

※「子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）」は1日7時間、週1日（原則、土曜）の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。

【1年後期】

■：履修する科目

時限	時間	月	火	水	木	金	土		
1	9:00~10:30	子ども家庭福祉実習Ⅱ (市町村、在宅) (担当:山田、林) (教室:C201,実習施設)					人間福祉実践演習Ⅰ (担当:柳田、中島、伊藤、青柳、大塚、高木、池田、高野、鳥居、古屋、奥谷、里見、太田) (教室:C102,C103,C201,研究室)		
2	10:40~12:10								
3	13:10~14:40						臨床発達心理学特講(担当:太田)(教室:C102) 地域福祉論特講(担当:高木)(教室:C103)		
4	14:50~16:20						人間福祉学特別研究Ⅰ (担当:西澤、相澤、奥山、柳田、中島、高野、山田、池田、大塚、青柳、里見、鳥居、古屋、高木、石垣、太田、橋爪)(教室:C102,C103,C201,研究室)		
5	16:30~18:00						子どものウェルビーイング特講 (担当:高野、鳥居) (教室:C102)		
6	18:10~19:40		子ども家庭福祉実践演習Ⅱ (市町村、在宅) (担当:西澤、相澤、奥山) (教室:C201)		ソーシャルワークの価値と理論 (担当:柳田) (教室:C102)	地域福祉マネジメント実践方法論特講 (担当:中島、大塚、青柳) (教室:C102)	ソーシャルペダゴジー (担当:西澤) (教室:C201)	発達障害支援特講 (担当:里見) (教室:C201)	
7	19:50~21:20								

※6・7限の授業は続けて行い、後期前半、後期後半で科目が分かれる。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

※選択科目の授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※「子ども家庭福祉実習Ⅱ(市町村、在宅)」は1日7時間、週1日の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。

【2年前期】

■：履修する科目

時限	時間	月	火	水	木	金	土	
1	9:00~10:30	子ども家庭福祉実習Ⅲ (児童相談所) (担当:山田、林) (教室:C201,実習施設)					人間福祉実践演習Ⅱ (担当:柳田、中島、伊藤、青柳、大塚、高木、池田、高野、鳥居、古屋、奥谷、里見、太田) (教室:C102,C103,研究室)	
2	10:40~12:10							
3	13:10~14:40						ファミリーソーシャルワーク特講(担当:山田) (教室:C102)	
4	14:50~16:20						子どもの表現特講 (担当:高野、古屋、奥谷) (教室:C103)	
5	16:30~18:00						人間福祉学特別研究Ⅱ (担当:西澤、相澤、奥山、柳田、中島、高野、山田、池田、大塚、青柳、里見、鳥居、古屋、高木、石垣、太田、橋爪) (教室:C102,C103,C201,研究)	
6	18:10~19:40		子ども家庭福祉実践演習Ⅲ (児童相談所) (担当:西澤、相澤、奥山) (教室:C201)		ソーシャルワークの実践と分析 (担当:伊藤) (教室:C103)	多文化共生教育・保育特講 (担当:池田) (教室:C103)	子ども虐待とアドボカシー (担当:相澤) (教室:C102)	小児精神医学特講 (担当:奥山) (教室:C102)
7	19:50~21:20						福祉行財政学特講 (担当:石垣) (教室:C103)	

※6・7限の授業は続けて行い、後期前半、後期後半で科目が分かれる。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

※選択科目の授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※「子ども家庭福祉実習Ⅲ（児童相談所）」は1日7時間、週1日の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。

【2年後期】

■：履修する科目

時限	時間	月	火	水	木	金	土
1	9:00~10:30						
2	10:40~12:10						
3	13:10~14:40						人間福祉学課題研究 (担当:西澤、相澤、奥山、 柳田、中島、高野、山田、 池田、大塚、青柳、里見、 鳥居、古屋、高木、石垣、 太田、橋爪) (教室:C101,C102, C103,C201,各研究 室)
4	14:50~16:20						人間福祉学特別研究Ⅲ (担当:西澤、相澤、奥山、 柳田、中島、高野、山田、 池田、大塚、青柳、里見、 鳥居、古屋、高木、石垣、 太田、橋爪) (教室:C101,C102, C103,C201,各研究 室)
5	16:30~18:00						
6	18:10~19:40						
7	19:50~21:20						

※授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

【資料2-3】履修モデル③ 多職種連携・家庭支援のスペシャリスト 時間割・担当者・教室の配置

- ・このモデルは、ソーシャルワークの分野において、虐待・ネグレクトを受けた子どもや虐待傾向を有する親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、保健、医療、教育などの諸機関、多職種と連携し、虐待リスクのある子ども・家庭を支援するための包括的支援体制を構築できる人材の育成を想定している。
- ・選択科目については、学生の関心、専門性、志向にあわせて履修することが想定される。
- ・1年次未履修の科目は2年次に履修可能とし、社会人等による履修の場合は、選択科目等を2年次に分散させて履修することも想定される。

【1年前期】		■：履修する科目							
時限	時間	月	火	水	木	金	土	日	
1	9:00~10:30								
2	10:40~12:10								
3	13:10~14:40								
4	14:50~16:20								
5	16:30~18:00								
6	18:10~19:40	子ども家庭福祉実践演習Ⅰ（施設） （担当:西澤、相澤、奥山） （教室:C201）	人間福祉学特講 （担当:山田、橋爪、石垣、池田、里見） （教室:C102）	人間福祉学研究方法 （担当:高木、太田、橋爪） （教室:C102）	子ども虐待臨床特講 （担当:西澤） （教室:C103）	アタッチメント理論の臨床応用 （担当:奥山） （教室:C103）	スーパービジョン特講 （担当:山田、相澤） （教室:C201）	虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴 （担当:西澤） （教室:C201）	
7	19:50~21:20								

※6・7限の授業は続けて行い、前期前半、前期後半で科目が分かれる。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

※「子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）」は1日7時間、週1日（原則、土曜）の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。

【1年後期】

■：履修する科目

時限	時間	月	火	水	木	金	土	
1	9:00~10:30	子ども家庭福祉実習Ⅱ (市町村、在宅) (担当:山田、林) (教室:C201,実習施設)				金	人間福祉実践演習Ⅰ (担当:柳田、中島、伊藤、青柳、大塚、高木、池田、高野、鳥居、古屋、奥谷、里見、太田) (教室:C102,C103,C201,研究室)	
2	10:40~12:10							
3	13:10~14:40						臨床発達心理学特講(担当:太田)(教室:C102) 地域福祉論特講(担当:高木)(教室:C103)	
4	14:50~16:20						人間福祉学特別研究Ⅰ (担当:西澤、相澤、奥山、柳田、中島、高野、山田、池田、大塚、青柳、里見、鳥居、古屋、高木、石垣、太田、橋爪) (教室:C102,C103,C201,研究室)	
5	16:30~18:00						子どものウェルビーイング特講 (担当:高野、鳥居) (教室:C102)	
6	18:10~19:40		子ども家庭福祉実践演習Ⅱ (市町村、在宅) (担当:西澤、相澤、奥山) (教室:C201)		ソーシャルワークの価値と理論 (担当:柳田) (教室:C102)	地域福祉マネジメント実践方法論特講 (担当:中島、大塚、青柳) (教室:C102)	ソーシャルペダゴジー (担当:西澤) (教室:C201)	発達障害支援特講 (担当:里見) (教室:C201)
7	19:50~21:20							

※6・7限の授業は続けて行い、後期前半、後期後半で科目が分かれる。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

※授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※「子ども家庭福祉実習Ⅱ(市町村、在宅)」は1日7時間、週1日の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。

【2年前期】

■：履修する科目

時限	時間	月	火	水	木	金	土	
1	9:00~10:30	子ども家庭福祉実習Ⅲ (児童相談所) (担当:山田、林) (教室:C201,実習施設)					人間福祉実践演習Ⅱ (担当:柳田、中島、伊藤、青柳、大塚、高木、池田、高野、鳥居、古屋、奥谷、里見、太田) (教室:C102,C103,研究室)	
2	10:40~12:10							
3	13:10~14:40						ファミリーソーシャルワーク特講(担当:山田) (教室:C102)	
4	14:50~16:20						子どもの表現特講(担当:高野、古屋、奥谷) (教室:C103)	
5	16:30~18:00						人間福祉学特別研究Ⅱ(担当:西澤、相澤、奥山、柳田、中島、高野、山田、池田、大塚、青柳、里見、鳥居、古屋、高木、石垣、太田、橋爪) (教室:C102,C103,C201,研究室)	
6	18:10~19:40		子ども家庭福祉実践演習Ⅲ(児童相談所) (担当:西澤、相澤、奥山) (教室:C201)		ソーシャルワークの実践と分析(担当:伊藤) (教室:C103)	多文化共生教育・保育特講(担当:池田) (教室:C103)	子ども虐待とアドボカシー(担当:相澤) (教室:C102)	小児精神医学特講(担当:奥山) (教室:C102)
7	19:50~21:20						福祉行財政学特講(担当:石垣) (教室:C103)	

※6・7限の授業は続けて行い、後期前半、後期後半で科目が分かれる。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

※授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※「子ども家庭福祉実習Ⅲ(児童相談所)」は1日7時間、週1日の実習を12週間、実習事前事後指導を含め、全体で90時間実施する。なお、曜日等の詳細は実習先と日程調整する。



【2年後期】

■：履修する科目

時限	時間	月	火	水	木	金	土
1	9:00~10:30						
2	10:40~12:10						
3	13:10~14:40						人間福祉学課題研究 (担当:西澤、相澤、奥山、 柳田、中島、高野、山田、 池田、大塚、青柳、里見、 鳥居、古屋、高木、石垣、 太田、橋爪) (教 室:C101,C102,C103,C2 01,各研究室)
4	14:50~16:20						人間福祉学特別研究Ⅲ (担当:西澤、相澤、奥山、 柳田、中島、高野、山田、 池田、大塚、青柳、里見、 鳥居、古屋、高木、石垣、 太田、橋爪) (教 室:C101,C102,C103,C2 01,各研究室)
5	16:30~18:00						
6	18:10~19:40						
7	19:50~21:20						

※授業時間は科目担当教員と学生間での調整を可能とする。

※1年次に履修しなかった科目は2年次以降に受講が可能である。

実習先一覧

1. 子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）

- ・社会福祉法人 山梨立正光生園児童養護施設テラ
- ・山梨県立児童心理治療施設うぐいすの杜

2. 子ども家庭福祉実習Ⅱ（市町村・在宅）

- ・山梨市子ども家庭支援総合支援拠点
- ・南アルプス市子ども家庭支援総合支援拠点
- ・笛吹市子ども家庭支援総合支援拠点
- ・社会福祉法人 山梨立正光生園児童家庭支援センター・テラ

3. 子ども家庭福祉実習Ⅲ（児童相談所）

- ・山梨県中央児童相談所
- ・山梨県都留児童相談所

# 【資料4】

## 【資料4-1】履修モデル① 虐待対応のスペシャリスト

・このモデルは、子ども家庭福祉分野において、虐待・ネグレクトが子どもに与える心理的・精神医学的影響及び虐待を生じる親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、虐待相談業務や子どもへの治療的養育、心理的ケアを担当できる高度な技能を有する人材の育成を想定している。

・選択科目については、学生の関心、専門性、志向にあわせて履修することが想定される。

・1年次未履修の科目は2年次に履修可能とし、社会人等による履修の場合は、選択科目等を2年次に分散させて履修することも想定される。

区分	1年次・前期		1年次・後期		2年次・前期		2年次・後期	
	授業科目		授業科目		授業科目		授業科目	
基礎科目	●人間福祉学特講② ●人間福祉学研究法② ●スーパービジョン特講②							
基幹科目	●子ども虐待臨床特講② ●虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴② ●アタッチメント理論の臨床応用②		○ソーシャルペダゴジー②		○子ども虐待とアドボカシー② ○小児精神医学特講②			
関連科目	子ども理解							
	ソーシャルワーク				○ファミリーソーシャルワーク特講②			
実習・演習科目	実習 ○子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）②		実習 ○子ども家庭福祉実習Ⅱ（市町村、在宅）②		実習 ○子ども家庭福祉実習Ⅲ（児童相談所）②			
	演習 ○子ども家庭福祉実践演習Ⅰ（施設）①		演習 ○子ども家庭福祉実践演習Ⅱ（市町村、在宅）①		演習 ○子ども家庭福祉実践演習Ⅲ（児童相談所）①			
研究科目							○人間福祉学課題研究②	
合計31単位	15単位		5単位		9単位		2単位	

●必修科目、○選択科目／○付数字は単位数

## 【資料4-2】履修モデル②保育現場での虐待早期発見、 子どもケアのスペシャリスト

・このモデルは、子どもの保育・幼児教育の分野において、虐待・ネグレクトを受けた子どもや虐待傾向を有する親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、保育所・認定こども園等を基盤とした子ども及び家族への支援を提供できる高度な技能と実践力を有する人材の育成を想定している。

・選択科目については、学生の関心、専門性、志向にあわせて履修することが想定される。

・1年次未履修の科目は2年次に履修可能とし、社会人等による履修の場合は、選択科目等を2年次に分散させて履修することも想定される。

区分	1年次・前期	1年次・後期	2年次・前期	2年次・後期
	授業科目	授業科目	授業科目	授業科目
基礎科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人間福祉学特講②</li> <li>●人間福祉学研究法②</li> <li>●スーパービジョン特講②</li> </ul>			
基礎科目 子ども虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども虐待臨床特講②</li> <li>●虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴②</li> <li>●アタッチメント理論の臨床応用②</li> </ul>			
関連科目	子ども理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨床発達心理学特講②</li> <li>○子どものウェルビーイング特講②</li> <li>○発達障害支援特講②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多文化共生教育・保育特講②</li> <li>○子どもの表現特講②</li> </ul>	
	ソーシャルワーク			
実習・演習科目	実習 ○子ども家庭福祉実習Ⅰ（施設）②			
	演習 ○子ども家庭福祉実践演習Ⅰ（施設）①	○人間福祉実践演習Ⅰ②	○人間福祉学実践演習Ⅱ②	
研究科目				○人間福祉学課題研究②
合計31単位	15単位	8単位	6単位	2単位

●必修科目、○選択科目／○付数字は単位数



## 山梨県立大学大学院人間福祉学研究科長期履修規程（案）

（令和6年4月1日制定 人間福祉学研究科第5409号）

（趣旨）

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第27条第2項の規定に基づき、長期履修に関して必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- （1） 有職者であって、職務上の事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- （2） 育児、介護等に従事している者で、その事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- （3） その他特別の事情により著しく学修時間の制約を受ける者

（履修期間及び在学期間）

第3条 長期履修の期間は、入学時から起算して3年又は4年とし認められた年限とする。ただし、休学期間は当該修業年限には参入しないこととする。

2 前項の履修期間を超えて在学できる期間は、大学院学則第4条第4項に定める。

（申請手続）

第4条 長期履修を希望する者は、入学手続き時に長期履修の申込みをし、入学後指定した期日までに「長期履修申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- （1） 第2条第1号の該当者 在職証明書または在職が確認できる書類
- （2） 第2条第2号または第3号の該当者 当該事実または事情を証する書類または申立書

2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

（履修期間の短縮）

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）は、当該期間の短縮（長期履修の取り止めを含む。）を1回に限り申請することができる。

2 前項の短縮を希望する場合は、指導教員の承認を得て、「長期履修期間短縮申請書」（様式第2号）を1年次の2月末までに学長に申請しなければならない。

3 第1項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

（教育課程の編成）

第6条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、当該研究科が定める履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

（長期履修の期間延長）

第7条 長期履修の期間は、延長することができない。

（長期履修生の授業料等）

第8条 長期履修生については、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第2条の規定にかかわらず、標準修業年限を超える年分の授業料について免除する。

ただし、長期履修学生として許可された履修期間を超えた場合の授業料は、一般の学生と同様の授業料とする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

### 山梨県立大学人間福祉学部及び人間福祉学研究科研究倫理審査に係わる運営規程（案）

#### （目的）

第1条 この運営規程は、山梨県立大学人間福祉学部専任教員(以下「教員」という。)及び山梨県立大学大学院人間福祉学研究科学生（以下「大学院生」という。）が行う人を対象とした研究を遂行するうえで求められる態度、行動の倫理的規準及び研究計画の審査に関する事項を定める。

#### （研究倫理審査委員会）

第2条 教員及び大学院生が行う研究を対象として審査するために人間福祉学部及び人間福祉学研究科研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、教員4名をもって組織する。必要に応じ、学外の学識経験者を加えることができる。

3 委員は学部長及び研究科長が協議の上委嘱する。

4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

5 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じたときは補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

6 委員会は、委員長が招集し、議長となる

7 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。審査対象となる研究の代表者、共同研究者、研究協力者となる委員は出席しないものとし、その数は構成員から除く。

#### （審査対象）

第3条 委員会は、次の事項を審査する。

(1) 教員が行う人を対象とした研究

(2) 大学院生が行う人を対象とした研究

（審査請求の手続き）

第4条 審査を希望する者は、研究倫理審査申請書を作成し、その他の必要書類を添えて学部長又は研究科長（以下、学部長等という。）あてに申請する。ただし、大学院生は指導教員の指導を経て申請を行う。

2 申請を受理した学部長等はその審査を委員会に付託する。

#### （審査基準）

第5条 委員会は、次の各号について審査を行う。

(1) 対象となる人の人権の擁護

(2) 対象となる人の理解を求め、同意を得る方法

(3) 予測される学問的・社会的な貢献

(4) 対象となる人への危険性と不利益に対する配慮

(5) その他、倫理的問題に対する配慮

（申請者よりの聴取）



第6条 委員会は必要に応じて申請者から聴取を行うことができる。

(審査の評価)

第7条 審査の評価は、それぞれ3分の2以上の賛成を要する。

2 評価は以下の4段階とする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認もしくは非該当

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(結果の通知)

第9条 委員会は、付託された申請について速やかに審査を行い、審査結果を学部長等に報告する。

2 学部長等は委員会の報告を受けて、学部長等の名で申請者に通知する。

3 審査結果に疑義がある場合、申請者は書面をもって照会することができる。

(再申請)

第10条 審査の結果、第7条第2項(3)及び(4)の場合、当該研究者は修正した研究倫理審査申請書により再申請することができる。

(研究計画の変更)

第11条 委員会が判定を行った研究計画について、申請者が変更しようとする場合には、変更について委員会の承認を得なければならない。

(倫理審査証明)

第12条 申請者により倫理審査証明を求められた場合は、委員長は速やかに発行する。

(庶務)

第13条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

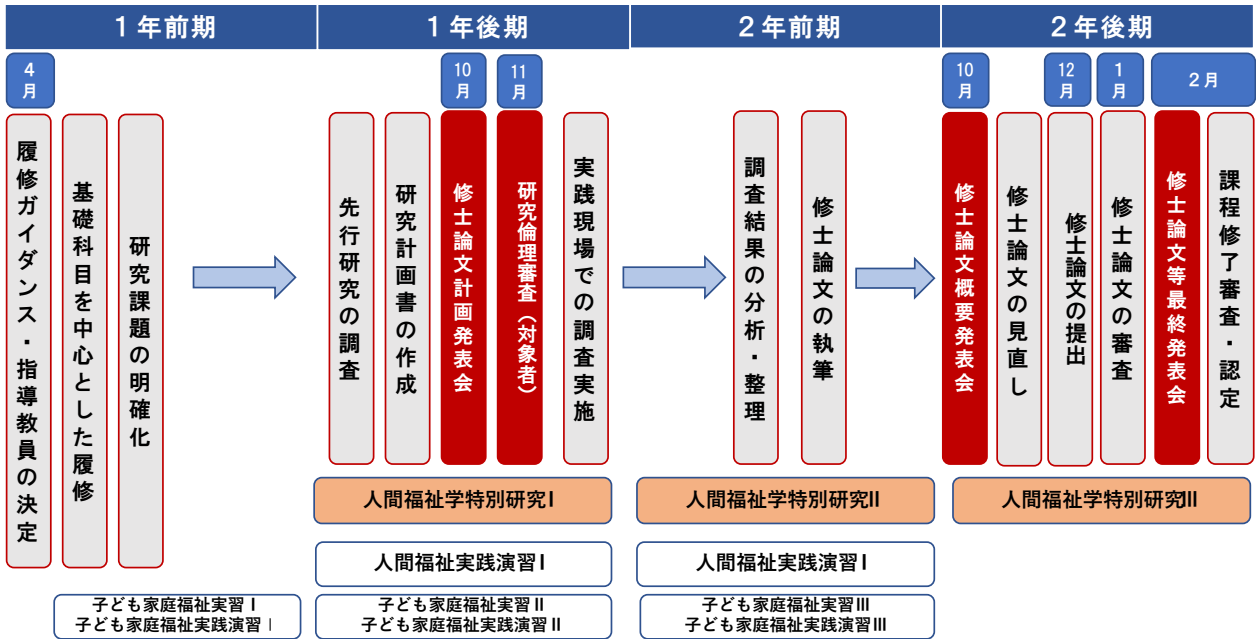
(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、学部長等が別に定める。

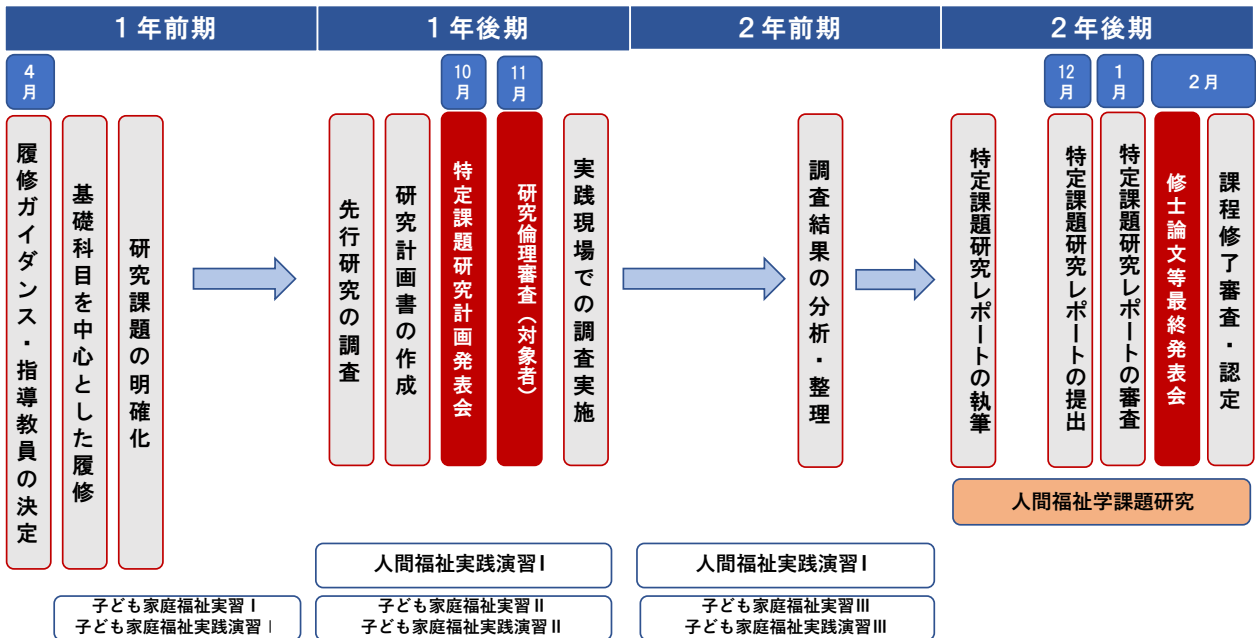
附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大学院修了までのスケジュール（修士論文選択者）



大学院修了までのスケジュール（特定課題研究選択者）



山梨県立大学大学院人間福祉学研究科ティーチング・アシスタント規程（案）

（令和 6 年 4 月 1 日制定 人間福祉学研究科 5 4 1 0 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、山梨県立大学大学院人間福祉学研究科（以下「研究科」という。）におけるティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）制度に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 TA 制度は、山梨県立大学人間福祉学部（以下「学部」という。）教育におけるきめ細かい指導の実現や学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図ることを目的とする。

（資格）

第 3 条 TA となることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）研究科に在籍する学生で学業成績が優秀であり、かつ、次条に定める業務を遂行する能力を有する者
- （2）指導教授より推薦された者

（業務）

第 4 条 TA は、次に定める業務に従事する。

- （1）教員の授業の進行補助、資料作成、機材準備等
- （2）講義、演習、実験、実習等における学部学生に対する学修上の指導及び相談
- （3）その他必要と認める教育補助業務

2 TA の業務に従事する時間は、原則として週 10 時間、年間 300 時間を上限とする。ただし、演習・実習の補助のときは、週単位の上限時間によらず、年間 300 時間を超えない範囲で実情に応じて担当することができる。

3 研究科長は TA 業務従事にあたる当該学生の研究及び授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

（身分及び給与）

第 5 条 TA の身分は、公立大学法人山梨県立大学有期雇用教職員就業規則に定めるアルバイトとし、同規則に定めるアルバイトの給与を支給する。

（委任）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、TA 制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則 （抜粋）

（平成 22 年 4 月 1 日制定 法人第 3201 号）

（定年退職）

第 22 条 教職員の定年は、教員（助手を除く。）は満 65 歳、職員及び助手は満 60 歳とし、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日を定年退職日とする。

## 公立大学法人山梨県立大学特任教員設置規程

(平成22年4月1日制定 法人3217号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第38条第2項の規定に基づき、特任教員の設置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 特任教員とは、本学の教育・研究の充実を図るために学生指導・共同研究等を行う目的で、一定の期間、本学の教員に準じた活動を行う者をいう。

2 特任教員は、公立大学法人山梨県立大学教員選考規程第4条（教授の資格）に相当する特任教授、同規程第5条（准教授の資格）に相当する特任准教授、同規程第6条（講師の資格）、同規程第7条（助教の資格）に相当する特任講師のいずれかとする。

3 センターとは、公立大学法人山梨県立大学基本規則に定める地域研究交流センター、キャリアサポートセンター、保健センター、国際教育研究センター及び地域人材養成センターをいう。

(推薦、手続及び決定)

第3条 各学部長又は研究科長は、前条に該当すると認められる者がいるときは、人事教授会又は研究科研究科委員会の議を経て、理事長に推薦することができる。

2 前項の規定は、センターに準用する。この場合において、前項中「学部長及び研究科長」とあるのは「センター長」と、「人事教授会又は研究科研究科委員会」とあるのは「運営委員会」と読み替える。

3 理事長は、前2項の推薦があったとき又は理事長が適任と認める者がいるときは、教育研究審議会の議を経て、特任教員を決定する。

(委嘱等)

第4条 特任教員の委嘱又雇用は、理事長が行う。

(職務及び就業)

第5条 特任教員は、次の職務を行うものとする。

- (1) 講義、実習、演習、卒論指導及び学内各種事業
- (2) その他理事長が指定する事項

2 特任教員の就業に関しては、その性質上特任教員に適用できない条項を除き、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則の規定を準用する。

(報酬等)

第6条 特任教員の報酬は、その業務の内容、勤務態様等を考慮して、理事長が決定する。

2 特任教員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、任期は通算して5年を限度とする。

(便宜供与)

第7条 本学は、特任教員に対し、次の各号に掲げる便宜を供与する。

- (1) 本学図書館の利用
- (2) 教育研究に必要な施設及び設備の利用
- (3) その他、特任教員としての活動に必要なもの

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第6条第2項ただし書の規定にかかわらず、令和4年3月31日をもって通算の任期が5年に達する特任教員のうち、職務の特殊性その他の特別な事情を勘案して任期の延長を行うことがやむを得ないと理事長が認める者については、同項中「5年」とあるのは「6年」とする。

附 則

この規程は、令和4年11月14日から施行する。

大学院生共同研究室 見取り図  
飯田キャンパス C館2階

